

各種事務事業の取扱い（行政委員会関係）

各種事務事業の取扱い（行政委員会関係）について提案する。

平成16年1月30日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 2 - 12 各種事務事業の取扱い（行政委員会関係）
合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、手数料等のうち、嘱託登記手数料については、厚田村の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	26-2-12	各種事務事業の取扱い(行政委員会関係)	所 管	行財政・教育文化専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、手数料等のうち、嘱託登記手数料については、厚田村の制度に合わせるものとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 一部事務組合等	3市村とも同一組織に加入しており、新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。
2. 関係団体(公共的団体)	合併時に厚田村を含め、統合・再編するよう働きかけるものとする。
3. 附属機関等	3市村とも同様の協議会であり、新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
4. 委員会等	定数及び任期は、法令等により定められていることから、合併時に石狩市の委員会等に合わせるものとする。なお、厚田村及び浜益村の委員は、任期等の特例措置がないことから身分を失うこととなる。
5. 手数料等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、嘱託登記手数料については、受益者からの応分の負担が新市においては必要であることから、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。
6. 各行政委員会等関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

( 個 表 )

1. 一部事務組合等 (第8回現況調書27～28ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
一部事務組合等	北石狩公平委員会 構成：石狩市、厚田村、浜益村、 当別町、新篠津村、 石狩北部地区消防事務組合、 北石狩衛生施設組合	北石狩公平委員会 構成：石狩市、厚田村、浜益村、 当別町、新篠津村、 石狩北部地区消防事務組合、 北石狩衛生施設組合	北石狩公平委員会 構成：石狩市、厚田村、浜益村、 当別町、新篠津村、 石狩北部地区消防事務組合、 北石狩衛生施設組合	3市村とも同一組織に加入しており、新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。

2. 関係団体(公共的団体等) (第8回現況調書33ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	石狩市明るい選挙推進協議会	該当なし	浜益村明るい選挙推進協議会	合併時に厚田村を含め、統合・再編するよう働きかけるものとする。

3. 附属機関等 (第8回現況調書40ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
附属機関	石狩市標準小作料設定協議会	厚田村標準小作料設定協議会	浜益村標準小作料設定協議会	3市村とも同様の協議会であり、新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

4. 委員会等（第8回現況調書30～31、37、57ページ参照）

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
教育委員会	委員数 5名 任期 4年 報酬 委員長 月額 52,000円 委員 月額 43,000円	委員数 5名 任期 4年 報酬 委員長 月額 41,000円 委員 月額 31,500円	委員数 5名 任期 4年 報酬 委員長 月額 39,000円 委員 月額 30,000円	定数及び任期は、法令等により定められていることから、合併時に石狩市の委員会等に合わせるものとする。なお、厚田村及び浜益村の委員は、任期等の特例措置がないことから身分を失うこととなる。
選挙管理委員会	委員数 4名 任期 4年 報酬 委員長 月額 36,000円 委員 月額 31,000円	委員数 4名 任期 4年 報酬 委員長 日額 7,000円 委員 日額 6,500円	委員数 4名 任期 4年 報酬 委員長 日額 6,600円 委員 日額 6,100円	
監査委員 (常勤監査委員を除く)	委員数 (有識見者(常勤監査) 1名) 議会選出 1名 任期 4年 報酬 (有識見者 月額 590,000円) 議会選出 月額 41,000円	委員数 有識見者 1名 議会選出 1名 任期 4年 報酬 有識見者 月額 48,500円 議会選出 月額 29,000円	委員数 有識見者 1名 議会選出 1名 任期 4年 報酬 有識見者 月額 55,000円 議会選出 月額 28,000円	
固定資産評価 審査委員会	委員数 3名 任期 3年 報酬 委員長 日額 6,900円 委員 日額 6,100円	委員数 3名 任期 3年 報酬 委員長 日額 7,000円 委員 日額 6,500円	委員数 3名 任期 3年 報酬 委員長 日額 6,600円 委員 日額 6,100円	

農業委員会委員の取扱いについては、第6回合併協議会において、

- 「・厚田村及び浜益村の農業委員会は、石狩市の農業委員会に統合するものとする。
- ・厚田村及び浜益村の農業委員会委員のうち、選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、石狩市の農業委員会委員の残任期間に限り、引き続き石狩市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。」と確認済。

5. 手数料等 (第8回現況調書56ページ参照)

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体の取扱い
農業委員会所管に係る証明等	現地調査を要するもの 3,000㎡まで 2,000円/1筆 3,000㎡以上1,000㎡毎に 200円/1筆 農地転用許可表示板 600円/1枚 その他の証明 450円/1件	現地調査を要するもの ・3,000㎡まで 2,000円/1筆 ・3,000㎡以上1,000㎡毎に 200円/1筆  現地調査を要しないもの 350円/1件	現地調査を要するもの 3,000㎡まで 2,000円/1筆 3,000㎡以上1,000㎡毎に 200円/1筆  現地調査を要しないもの 350円/1件	3市村の主たる手数料に差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。  受益者からの応分の負担は、新市において必要であることから、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。
	該当なし	農用地利用増進に関する嘱託登記手数料 ・土地の表示の変更の登記 3,500円/1筆 1筆増すごとに 300円/1筆 ・登記名義人の表示の変更正の登記 3,500円/1筆 1筆増すごとに 300円/1筆 ・所有権移転登記(相続によるものを除く) 6,500円/1筆 1筆増すごとに 300円/1筆	該当なし	

6. 各行政委員会等関係事務 (第8回現況調書29～57ページ参照)

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。